

「外国人留学生等の就業体験事業業務委託」提案競技にかかる質問と回答

No.	項目	質問	回答
1	実績	以下について、昨年度の実績を教えてください。 ①マッチングイベントへ参加した県内企業数、外国人留学生数 ②インターンシップ受入れを実施した県内企業数 ③インターンシップへ参加した外国人留学生数 ④インターンシップを通じた内定者数	①マッチングイベントの実績 (対面、オンラインで計3回実施) 参加企業数：延べ8社、参加留学生数：延べ50名 ②6社 ③延べ21名 ④インターンシップ先への内定：0名 (令和7年3月末時点)
2	目的及び事業概要	昨年度に実施された本事業を受け、今年度の本事業の課題について教えてください。	昨年度の本事業においては、日本での就職活動について学ぶことを目的に参加した卒業年次前の外国人留学生もあり、こうした学生がインターンシップへの参加までつながらないケースもあったことから、今年度の事業においては、卒業年次の学生などを優先して対象とするなどの見直しを行っています。 また、幅広い業種を希望する外国人留学生に対して、本事業に参加した地元企業が限られていたことなども課題であり、今年度事業においては、より幅広い業種の企業を開拓していく必要があると考えています。
3	企業	就業体験の実施件数である目標値25件に対し、令和6年度から継続可能性のある県内企業20社程度は、目標値25件のインターンシップ受入れ件数に含める前提で考えてよいか。	令和6年度までの本事業に参加した企業で、継続の意向が確認できた企業において実施した就業体験についても、目標値のインターンシップ受入件数に含めます。ただし、当該企業の今年度の参加意向は、今後確認する予定であり、現時点では不明です。
4		仕様書6(1)②受入れ地元企業の開拓(募集・選考)について、「イ 専門的・技術的分野等の外国人留学生等を採用する意思があること」と記載があるが、在留資格「特定技能」の外国人材を受け入れる企業も対象となるか。	仕様書「3 事業対象者(2) 地元企業」に記載のとおり、「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格での採用を希望する企業を対象としており、「特定技能」の外国人材を受け入れる企業も対象となります。
5	インターンシップ	外国人留学生の1日あたりのインターンシップ稼働時間について、実績を教えてください。	1日あたり5時間程度で実施しております。実施にあたっては、参加学生等の「資格外活動」の範囲内で実施することにご留意ください。
6		仕様書6(5)に「④就業体験後、参加学生等と地元企業との合意により、就職することができるものとする」と記載があるが、本事業を通じて内定・入社に至った外国人留学生の紹介にあたり、紹介料の請求は可能か。また、紹介可能な場合、紹介料に上限はあるか。	仕様書の内容を踏まえ、事業目的に合致し、事業効果を高めることができると考えられる提案について、自由に提案してください。なお、入社に至った場合に、企業から有料職業紹介として手数料を受け取る旨の提案を行う場合は、企画提案書にその旨を記載し、有料職業紹介許可証を添付してください。